

社会福祉事業振興資金貸付事業に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市社会福祉事業振興資金貸付等要綱第2条の規定に基づき、資金貸付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、船橋市社会福祉事業振興資金貸付等要綱の例による。

(原則)

第3条 社会福祉協議会は、この基準に定める事項を遵守し、公平かつ適切に資金貸付事業を行わなければならない。

(会計)

第4条 社会福祉協議会は、資金貸付事業の経理を一般会計に区分を設けて明確に処理しなければならない。

(貸付対象経費)

第5条 資金貸付事業の対象とする経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人等が船橋市内で設置運営し、かつ、国庫補助金、県補助金又は船橋市社会福祉施設整備費補助金の対象となる社会福祉施設に要する経費
- (2) 運営委員会が特に必要と認め、市長の承認を得たもの

(貸付基準)

第6条 資金貸付事業による貸付けを受ける者は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 資金貸付事業の対象となる社会福祉施設の整備計画が適切で、かつ、その実施が確実であること。
- (2) 貸付金（資金貸付事業により貸し付けられた資金をいう。以下同じ。）の使途が適正であること。
- (3) 貸付金及び償還利子の償還が確実であること。
- (4) 相当の物上担保を有すること。ただし、確実な保証人が2人以上いると運営委員会が認めるときは、この限りでない。

(貸付けの制限)

第7条 社会福祉協議会は、資金貸付事業又は当該事業の類似制度から融資を受け、その元利金の償還を履行していない者に対しては、新たに資金貸付事業による貸付けを行ってはならない。ただし、災害その他特別の理由があり、運営委員会が貸付金の貸付けを必要と認めたときは、この限りではない。

(貸付限度額)

第8条 貸付金の貸付限度額は、貸付対象経費から貸付けを受けようとする者が当該貸付対象事業のために受けた各種補助金、共同募金配当金、寄付金及び類似制度からの借入金を減じた額とし、一施設につき1,500万円を限度とする。ただし、運営委員会が必要と認め、市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(償還利子、償還期間及び償還方法)

第9条 貸付金の償還利子は、独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付事業における固定金利制度の施設の種別別の利率とする。この場合において、利率は、第14条第1項の規定による契約の締結時の利率とし、固定金利とする。

2 貸付金の償還期間は、貸付額300万円までは6年間以内（元金償還の据置期間1年以内を含む。）とし、以後80万円増額するごとに1年を加えた期間以内とする。この場合において、その期間は、21年（元金償還期間1年以内を含む。）を超えることができない。ただし、災害その他特別の理由があると運営委員会が認め、かつ、市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 貸付金の償還は、原則として、貸付金元金は年賦均等償還、償還利子は毎4半期ごとの計算により償還しなければならない。ただし、繰上償還することを妨げない。

(貸付けの申込み)

第10条 貸付金の貸付けを申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、文書により社会福祉協議会に申し込まなければならない。

- (1) 資金貸付事業の対象となる施設の目的及び概要に関する書類
- (2) 貸付金借入理由書
- (3) 施設整備計画書
- (4) 資金計画書

- (5) 貸付金償還計画書
 - (6) 資産状況書
 - (7) 当該年度の収支予算書
 - (8) 前年度の収支決算書
 - (9) 財産目録
 - (10) 物上担保又は保証人の状況
 - (11) その他貸付金の貸付けに必要な書類
- (類似制度の優先利用)

第 1 1 条 前条の規定により申込みを行おうとする者が資金貸付事業の類似制度を利用できるときは、当該類似制度を優先的に利用しなければならない。

(貸付けの可否決定)

第 1 2 条 社会福祉協議会は、第 1 0 条の規定による申込みを受けたときは、必要な審査を行い、運営委員会の意見を聴き、当該事業年度において貸付けが可能であるかを勘案の上、貸付けの可否及び貸付額を決定する。

2 社会福祉協議会は、前項の決定に際し、船橋市における全体的な社会福祉施設整備計画並びに申込者が貸付対象事業のために受ける各種補助金、共同募金配分金、寄付金及び類似制度からの借入金との調整を図らなければならない。

3 社会福祉協議会は、第 1 項の規定により貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、速やかに当該決定を受けた者に文書により通知しなければならない。

(施設整備計画の変更)

第 1 3 条 前条第 1 項の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「借受予定者」という。）が当該貸付けに係る施設整備計画について重要な変更を行うときは、文書により社会福祉協議会の承認を受けなければならない。

2 社会福祉協議会は、前項の規定による申請を受けたときは、必要な審査を行い、運営委員会の意見を聴き、承認の可否を決定しなければならない。

3 社会福祉協議会は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、当該決定を受けた者に文書により通知しなければならない。

(貸付金の貸付け)

第 1 4 条 社会福祉協議会は、所定の契約書により借受予定者と契約を締結し、

貸付金の貸付けを行うものとする。

- 2 社会福祉協議会は、前項の契約の手続完了後、借受予定者からの請求により貸付金の一部又は全部を貸付けを行うものとする。

(貸付決定の取消し)

第15条 社会福祉協議会は、借受予定者が正当な理由がなく、貸付けの決定を受けた日から1月以内に前条第1項の契約を締結しないときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しを受けた者は、当該事業年度においては、貸付金の貸付けを申し込むことができない。

(償還の猶予)

第16条 社会福祉協議会は、災害その他特別の理由があると認めたときは、運営委員会の意見を聴き、元利金の償還を一時猶予することができる。

(貸付金の返還)

第17条 社会福祉協議会は、第14条第2項により貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が正当な理由なくして資金貸付事業の対象である施設整備を行わないときは、運営委員会の意見を聴き、当該借受者に対し、期日を定めて貸付金の返還を求めなければならない。

(延滞損害金)

第18条 社会福祉協議会は、期日までに元利金の償還を履行しない借受者及び前条の返還を行わない借受者に対し、年14.6パーセントの割合をもって当該償還期日の翌日から償還のあった日までの日数により計算した延滞損害金を徴収するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。